府立高校の部活動改革推進事業（部活動大阪モデル）について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：教育庁教育振興室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　部活動の現状と課題部活動は、学校における生徒の自主的・自発的な活動として、体力や技能の向上に加え、人と人との交流を通じた生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有している。また、部活動顧問の指導のもと、学校教育の一環として教員の献身的な支えにより、スポーツ、文化芸術振興の一翼を担ってきた。(1) 少子化が進行する中、生徒数の減少に伴い、部活動に加入する生徒が減少し、部活動が小規模化して公式大会への参加や試合形式での練習ができなくなるなど存続が厳しい状況にある。【小規模化している部活動の割合（令和４年度）】単独では試合人数を満たさない部活動（上位３部）①ラグビー部（69.0％） ②女子ソフトボール部（53.4％） ③女子ハンドボール部（29.8％）単独では団体戦への出場ができない部活動（上位３部）①柔道部（70.2％） ②剣道部（42.1％） ③空手道部（33.3％）単独では試合形式の練習ができない部活動（上位３部）①ラグビー部（97.9％） ②女子ソフトボール部（84.7％） ③女子ハンドボール部（48.9％）(2) 週休日等の部活動が教員の時間外在校等時間が長時間化する要因と分析されている。・年間時間外在校等時間が360時間（「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」で定める上限時間）を超える教員は府立高校全日制課程で50.4％（令和４年度）。・学校及び教職員に関するデータと校長、准校長及び教員へのアンケートにより、部活動は勤務が長時間化する要因であると分析。２　部活動改革推進事業（部活動大阪モデル）（令和５年度～）(1) 目的府立高等学校の部活動における、部活動に加入する生徒の減少や教員の時間外勤務の長時間化、専門的指導ができない教員の心理的負担等の課題を解決するため、部活動の合同実施等により、部活動の教育的意義の保障と学校の働き方改革を実現する。(2) 内容 複数校による部活動の合同実施の促進・原則、すべての高校で合同部活動のためのペアリングを検討（全日制課程の高校（体育科設置校等を除く。）で、単独で学校の部員数が一定規模を超えず、自転車で15分以内に所在する近隣２校を教育庁（本庁）において定め、41ペア（82校）を指定）・ペアが成立した高校において、部活動を合同で実施・ステージ３を最終形にしつつ、各ステージで検証を行いながら段階的に実施する。【実施前】　　 　　　　　　　【ステージ１】　　　　　　　　 【ステージ２】　　　　　　　　　　【ステージ３】(3) 令和５年度の実施状況（ステージ１）・ペアとなった学校において、土日祝・長期休業中を中心に161ペア（322部）において、合同部活動を実施。・部活動のペアリングは学校間（校長・教頭・顧問）で、実施スケジュールは学校間（顧問）で調整を行っている。・生徒が専門的な指導を受けられる環境を整備するとともに、教員の指導に係る業務負担を軽減させるため、大阪モデルによるペアとして合同で実施する場合、顧問に競技経験等の専門性がない部活動を対象に部活動指導員（※）等を配置する。（※）部活動指導員・配置を希望する学校からの申請に基づき、学校や地域での指導経験がある者等を非常勤職員として配置。・部活動指導員の職務は、実技指導、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率等・顧問教員の付添いなく実技指導や学校外の大会等の引率等ができるため、教員の部活動指導時間の軽減につながる。【目標と実績】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 目標 | 実績 |
| 合同部活動の実施回数 | 65回（休日（１日）×40週、長期休業（５日）×５週） | １回実施　　　　　126部（39％）２～５回実施　　　104部（32％）６回以上　　　　　 92部（29％） |

（目標に達しなかった理由）・制度導入初年度であり、各校で調整が難航したと分析している。(4) 効果検証ア　アンケート調査の実施(ｱ) 対象者：82校の生徒（931人）、教員（主顧問）及び部活動指導員（727人）(ｲ) 主な結果合同部活動を実施して 生徒　：大変充実31％、まあまあ充実52％、あまり充実せず12％、充実せず５％（回答712人）教員等：大変充実25％、まあまあ充実52％、あまり充実せず13％、充実せず10％（回答167人）負担感の変化（教員等）：（回答186人）「負担が減った」32％（月に複数回実施）、８％（月に1回以下）合同部活動を実施しなかった理由「あまりメリットを感じない」42％（回答479人）その他：「すでに他校と合同部活動を実施していたり、ペアリング校が土日に活動していないため実施できないので、柔軟にペアリングの相手校を設定してほしい。」「育児や介護等で部活動指導に従事することが困難なので部活動指導員を配置してほしい。」また、合同部活動が実施されなかった理由について、相手校に同じ部が無い、人数が多い部同士で組むと規模が大きくなりすぎるなどの説明があったが、ペア校の部単位での分析などは行われていない。イ　実績報告の集計令和５年度の部活動指導員の活用状況や教員の時間外在校等時間との関係等は、現在集計中。(5) 令和６年度からの改善事項（運用の柔軟化と条件緩和）・ペア校に部活動がない等の理由によりペア校との合同部活動実施が困難な場合、ペア校以外との合同部活動も部活動大阪モデルとして認め、部活動指導員を配置することができることとした。・競技に関する専門性はあるが育児や介護等で部活動指導が困難な場合は、専門性のない顧問と同様の扱いとして部活動指導員を配置できることとした。(6) 今後の取組等・好事例の共有等により、ペア数や平日の実施回数の増加につなげる。（取組事例）府立学校の教職員や部活動指導員を対象とする研修会において、合同部活動を実施している学校による事例発表（令和６年２月８日）・ステージ２、ステージ３への移行については、一律ではなく、移行できる学校から順次進めていく。・ステージ３を目指して取組を進めていく上で、大会等に合同部活動で参加するためには大会等の主催者が認める必要があることから、教育長からスポーツ庁、全国高等学校体育連盟に要望を実施（令和５年１月18日）。 | 令和５年度における部活動大阪モデルによる合同部活動の実施回数が目標の年間65回に対して５回以下の部が71％を占めており、目標に達していない。その理由を「制度導入初年度であり、各校で調整が難航した」としており、ペアリングの柔軟化などの取組は行われているものの、アンケートについてペア校の部単位での分析が行われていないなど、学校が制度を積極的に活用していくための分析が十分に行われているとは言えない。 | 部活動大阪モデルの効果検証として実施したアンケートにおいて、ペア校の部単位で分析を行うなど、合同部活動の実施率が低い具体的な理由、特に「あまりメリットを感じない」とした理由について分析を行い、課題を把握した上で、対応策を検討されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和６年８月２日、事務局：令和６年６月４日から同年７月11日まで）